

## 社会福祉法人伊勢崎市社会福祉協議会 見守り活動支援事業助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、伊勢崎市ふれあいの居場所づくり事業の補助金交付を受け、かつ、地域の支え合いによる見守り活動を推進するふれあいの居場所（以下「居場所」という。）に対して、社会福祉法人伊勢崎市社会福祉協議会（以下「本会」という。）がこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において、その活動費の一部を助成し、もって地域福祉の推進を図ることを目的とする。

### (助成対象)

第2条 助成金は、地域の見守り活動の推進を行う居場所の運営事業を対象とする。

2 助成対象となる経費は、以下のものとする。

- (1) 地域の見守り活動を推進する居場所の運営に要する経費
- (2) その他の活動に要する経費

### (助成金の額等)

第3条 前条第2項に対する助成金の額は、居場所1か所につき、年間1万2千円を限度額とする。

2 前項の助成金額について、年度途中に立ち上げた居場所は、事業を開始した月から年度末までの月数に月額千円を乗じた金額を限度額とする。

3 助成金は共同募金配分金を財源とし、予算の範囲内とする。

### (助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付申請書（別記様式第1号）に、以下の書類を添えて、本会会長（以下「会長」という。）が定める日までに提出しなければならない。

- (1) 伊勢崎市ふれあいの居場所づくり事業補助金交付決定通知書の写し
- (2) 振込口座通帳（表紙・表紙裏側）の写し

2 助成対象事業の目的及び内容により、前項の申請書に記載すべき事項の一部又は同項の規定による添付書類について、会長が必要ないと認めるときは、省略させることができる。

### (助成金の審査)

第5条 会長は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請書に係る書類等を審査し、当該年度の事業計画の定めるところにより選定するものとする。

### (助成金の交付決定)

第6条 会長は、選定された事業（以下「助成事業」という。）について、助成金の交付を適当と認めるときは、交付の決定をし、助成金交付決定通知書（別記様式第2号）により通知する。

(助成金交付の条件)

第7条 会長は、助成金の交付決定をする場合において、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。

- (1) 助成事業に要する経費の配分の変更若しくは助成事業の内容の変更（軽微な変更を除く）をする場合においては、会長の承認を受けること。
- (2) 助成事業を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ事業変更（中止・廃止）承認申請書（別記様式第3号）を会長に提出し、その承認を受けること。
- (3) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに会長に報告してその指示を受けること。

(決定の取消)

第8条 会長は、助成金の交付を申請した者（以下「助成事業者」という。）が助成金を転用若しくは、その他助成事業に関して助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他法令等又はこれに基づく処分に違反したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(事情変更による決定の取消等)

第9条 会長は、助成金の交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

(助成金の返還)

第10条 会長は、助成金の交付の決定を取り消した場合、助成事業の当該取り消しに係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めて助成金の返還通知書（別紙様式第4号）により通知し、その返還を命ずる。

(実績報告)

第11条 助成事業者は、助成事業の完了の日（助成事業の中止又は廃止の承認を受けた日を含む。以下同じ。）から起算して1ヶ月を経過した日までに、助成事業の成果を記載した助成事業実績報告書（別記様式第5号）を会長に提出しなければならない。会長は助成事業の完了・中止又は廃止に係る助成事業の成果の報告を受け、助成金額の確定を行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（宛先）社会福祉法人伊勢崎市社会福祉協議会  
会 長

（申請者）ふれあいの居場所運営主体名  
（グループ名）

代表者名 印

代表者住所

代表者電話番号

年度 見守り活動支援事業助成金交付申請書

次のとおり、助成金の交付を受けたいので、見守り活動支援事業助成金交付要綱第4条の規定により関係書類を添え申請します。

記

1. ふれあいの居場所の名称 \_\_\_\_\_

2. 助成申請額 \_\_\_\_\_ 円

※新規立ち上げの場合

事業開始 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月から年度末（3月）までの\_\_\_\_\_か月×1,000円

3. 振込口座

金融機関		支店名	
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 ・ <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	
(フリガナ)			
口座名義			

- 添付書類  ①伊勢崎市ふれあいの居場所づくり事業補助金交付決定通知書の写し
- (チェック)  ②振込口座通帳（表紙・表紙裏面）の写し

年 月 日

年度 見守り活動支援事業助成金交付決定通知書

ふれあいの居場所運営主体名

（グループ名）

代表者名

様

社会福祉法人伊勢崎市社会福祉協議会

会 長

印

年 月 日付で申請のあった見守り活動支援事業助成金について、見守り活動支援事業助成金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり交付を決定しましたので通知します。

記

1. 居場所の名称

2. 交付決定額 円

3. 振込予定日 年 月 日

年 月 日

（宛先）社会福祉法人伊勢崎市社会福祉協議会  
会 長

申請者 ふれあいの居場所運営主体名  
（グループ名）

代表者名

印

見守り活動支援事業助成金にかかる助成事業変更（中止・廃止）の承認申請書

年 月 日付で交付決定通知のあった標記助成事業計画を変更（中止・廃止）したので、見守り活動支援事業助成金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

1. 変更（中止・廃止）の理由

2. 変更（中止・廃止）の内容

年 月 日

年度 見守り活動支援事業助成金返還通知書

ふれあいの居場所運営主体名

（グループ名）

代表者名

様

社会福祉法人伊勢崎市社会福祉協議会

会 長

印

年 月 日付にて提出された 年度 見守り活動支援事業実績報告書に基づき、見守り活動支援事業助成金交付要綱第11条の規定により下記のとおり助成金の額を確定し、すでに交付した助成金との差額について、同交付要綱第10条の規定により返還されたく通知します。

記

1. 居場所の名称
2. 助成金交付済額 円
3. 助成金確定額 円
4. 返還額（差額） 円
5. 返還理由
6. 返還方法
7. 返還期限

（宛先）社会福祉法人伊勢崎市社会福祉協議会  
会 長

ふれあいの居場所運営主体名  
（グループ名）  
代表者名

印

年度 見守り活動支援事業実績報告書

年度 見守り活動支援事業助成金の交付決定の通知を受けた助成事業が完了したので、見守り活動支援事業助成金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添え下記のとおり報告します。

記

居場所の 開催状況	年間 開催回数	回 / 参加人数	人（うち高齢者数	人）
活動実績 及び成果	※見守り活動の推進に関連する事項及び成果等について記入をしてください。			
「運営に要 する経費」 収支決算 （年間）	収入...④ 合計金額		円（うち社協助成金	,000円）
	支出...⑤ 合計金額		円	
	市への戻入額...⑥		円	
	差引（④－⑤－⑥）		円	
	次年度繰越額		円	

※居場所の開催状況・「運営に要する経費」収支決算（年間）は、伊勢崎市の補助金実績報告書【別紙】（様式第5号）添付書類を参考に記入してください。（経費④⑤⑥は市様式と同じ番号です）